

ふじみ野市立図書館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>図書館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、図書館の施設等を利用することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>図書館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者が自己の責めに帰することができない理由により図書館の施設等を利用することができないとき。</u></p>